

教員の養成に係る授業科目一覧 【教育学部】

中学校教諭1種 社会

教科及び教科の指導法に関する科目		必要 単位数	開講授業科目	単位数
教科に関する専門的 事項	日本史・外国史	1以上	○ 日本史概論	2
			○ 東洋史概論	2
			○ 西洋史概論	2
			日本史	2
			東洋史	2
			西洋史	2
			教育文化史	2
			近現代学校史	2
			教育思想史	2
	地理学(地誌を含む。)	1以上	○ 自然地理学	2
			○ 人文地理学	2
			○ 地誌	2
	「法学, 政治学」	1以上	△ 政治学	2
			△ 法学	2
			教育の自由・権利と法	1
	「社会学, 経済学」	1以上	△ 経済学	2
			△ 社会学	2
			子ども・家族福祉論	2
			学校社会学	2
			教育社会学	2
教育と社会 1			1	
教育と社会 2			1	
「哲学, 倫理学, 宗教学」	1以上	△ 哲学	2	
		△ 倫理学	2	
		△ 宗教学	2	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		8	○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)	2
			○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)	2
			○ 教科教育法(社会・公民Ⅰ)	2
			○ 教科教育法(社会・公民Ⅱ)	2
計		28以上		

- 備考
- 印を付した授業科目は全て必修である。
 - △印は「教科に関する専門的事項の科目区分」からそれぞれ1科目以上修得すること。
 - 「教科に関する専門的事項」から20単位以上、「各教科の指導法」から8単位を修得すること。
 - 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上、計20単位以上修得すること。
 - 最低修得単位数(28単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

高等学校教諭1種 地理歴史

教科及び教科の指導法に関する科目		必要 単位数	開講授業科目	単位数
教科に関する専門的 事項	日本史	1以上	○ 日本史概論	2
			日本史	2
			教育文化史	2
			近現代学校史	2
	外国史	1以上	○ 東洋史概論	2
			○ 西洋史概論	2
			東洋史	2
西洋史			2	
人文地理学・自然地理学	1以上	○ 人文地理学	2	
		○ 自然地理学	2	
地誌	1以上	○ 地誌	2	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		4	○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅰ)	2
			○ 教科教育法(社会・地理歴史Ⅱ)	2
計		24以上		

- 備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。
 2. 「教科に関する専門的事項」から20単位以上、「各教科の指導法」から4単位を修得すること。
 3. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上、計20単位以上修得すること。
 4. 最低修得単位数(24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

高等学校教諭1種 公民

教科及び教科の指導法に関する科目		必要 単位数	開講授業科目	単位数
教科に関する専門的 事項	「法律学(国際法を含む。), 政治学(国際政治を含む。)」	1以上	△ 法律学	2
			△ 政治学	2
			教育の自由・権利と法	1
	「社会学, 経済学(国際経済を含む。)」	1以上	△ 経済学	2
			△ 社会学	2
			子ども・家族福祉論	2
			学校社会学	2
			教育社会学	2
			教育と社会 1	1
	教育と社会 2	1		
「哲学, 倫理学, 宗教学, 心理学」	1以上	△ 哲学	2	
		△ 倫理学	2	
		△ 宗教学	2	
		△ 発達心理学	2	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)		4	○ 教科教育法(社会・公民Ⅰ)	2
			○ 教科教育法(社会・公民Ⅱ)	2
計		20以上		

- 備考 1. ○印を付した授業科目は全て必修である。
 2. △印は「教科に関する専門的事項の科目区分」からそれぞれ1科目以上修得すること。
 3. 「教科に関する専門的事項」から20単位以上、「各教科の指導法」から4単位を修得すること。
 4. 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上、計20単位以上修得すること。
 5. 最低修得単位数(24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

中学校・高等学校教諭1種 保健体育

教科及び教科の指導法に関する科目		必要 単位数	開講授業科目	単位数
教科に関する専門的事項	体育実技	1以上	○ 運動方法実習	2
	「体育原理, 体育心理学, 体育経営管理学, 体育社会学, 体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	1以上	△ 身体文化論	2
			△ 体育社会学	2
			▲ 体育方法論	2
			▲ 身体運動支援システム論	2
	生理学(運動生理学を含む。)	1以上	○ 運動生理学	2
衛生学・公衆衛生学	1以上	健康体育学実験	2	
		△ 健康体育と衛生 1	1	
		△ 健康体育と衛生 2	1	
学校保健(小児保健, 精神保健, 学校安全及び救急処置を含む。)	1以上	△ 生活健康学	2	
		○ 小児学校保健	2	
各教科の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)	中8 高4	◇ 教科教育法(保健体育Ⅰ)	2	
		◇ 教科教育法(保健体育Ⅱ)	2	
		◆ 教科教育法(保健体育Ⅲ)	2	
		◆ 教科教育法(保健体育Ⅳ)	2	
計	中28以上 高24以上			

- 備考
- 印を付した授業科目は全て必修である。
 - △印及び▲印は「教科に関する専門的事項の科目区分」からそれぞれ1科目以上修得すること。
 - 「教科に関する専門的事項」は「教科に関する専門的事項の科目区分」の各区分から1単位以上、計20単位以上修得すること。
 - 「各教科の指導法」は中学校の免許状を取得しようとする者は「◇・◆」の4科目8単位を、高等学校の免許状を取得しようとする者は「◇」の2科目4単位を必修とし4単位以上修得すること。
 - 最低修得単位数(中学校免許状では28単位, 高等学校免許状では24単位)を超えて修得した単位は「大学が独自に設定する科目」に使用できる。

特別支援学校教諭1種(知的障害者に関する教育の領域)

教科に関する専門教育科目区分		必要 単位数	開講授業科目	単位数
特別支援教育の基礎理論に関する科目		2以上	○ 特別支援教育概論	2
			乳幼児発達論	2
特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目	16以上	○ 知的障害心理学	2
			認知心理生理学	2
			心理検査論	2
			臨床心理学	2
			カウンセリング論	1
			教育心理学実験1	1
			教育心理学実験2	1
	心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		○ 知的障害教育論	2
			発達障害援助実習	2
			カウンセリング実習	2
免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目	・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の心理，生理及び病理に関する科目 ・心身に障害のある幼児，児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	5以上	○ 視覚・聴覚障害教育概論	2
			○ 病虚弱教育概論	2
			○ 発達障害教育概論	2
心身に障害のある幼児，児童又は生徒についての教育実習		3以上	○ 教育実習D(特別支援学校)	3
計		26以上		

- 備考 1. 特別支援学校一種免許状(知的障害者に関する教育の領域)の取得は，学士の学位を有し，小学校・中学校・高等学校の普通免許状を有し，特別支援教育に関する科目をそれぞれの免許法施行規則に定める科目区分の最低必要単位数を含め合計26単位以上修得しなければならない。
2. ○印は必修科目である。
3. 教育実習Dは，基礎となる免許状取得のための教育実習(高等学校は教育実習A及びC，中学校は教育実習A，B及びC)を実施したうえで行わなければならない。